

川崎都市計画メールマガジンのご案内

川崎市では、都市計画手続やまちづくりに関する意見交換などのお知らせについて、市ホームページをはじめ、市政だより、掲示物等でお知らせしているほか、御希望される方に川崎都市計画メールマガジンを配信しています。

受付でお配りいたしました、『川崎都市計画素案説明会等のお知らせ』裏面にメルマガ登録QRコードを掲載しておりますのでご覧ください。



メルマガ登録QRコード

《メールマガジン送信イメージ》

都市計画素案説明会等のお知らせ

『川崎都市計画メールマガジン』

このメールマガジンでは、川崎市の都市計画手続きや都市計画に関するイベント等のお知らせを配信しています。

【都市計画素案説明会等のお知らせ】

川崎都市計画用途地域の変更（〇〇地区）ほか関連案件

〇〇地区について、用途地域の変更ほか関連案件の都市計画を変更いたします。

■ 案件の概要について

- ①用途地域の変更
- ②高度地区の変更
- ③地区計画の決定

・説明会等のお知らせにつきましては市サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://000000000000000000000000.html>

川崎都市計画素案説明会

(3 ・ 2 ・ 5 号南幸町渡田線の変更ほか関連案件)



- | | | |
|---|--------|----------------|
| 1 | 川崎都市計画 | 道路の変更 |
| 2 | 川崎都市計画 | 用途地域の変更 |
| 3 | 川崎都市計画 | 高度地区の変更 |
| 4 | 川崎都市計画 | 防火地域及び準防火地域の変更 |
| 5 | 川崎都市計画 | 地区計画の変更 |

日時：令和8年10月1日（木）午後7時～午後8時30分

場所：川崎市役所本庁舎2階ホール

- 1 都市計画変更の概要**
- 2 変更に至る背景**
- 3 都市計画素案**
- 4 今後の都市計画手続**

1 都市計画変更の概要

(1) 周辺の状況

(2) 南幸町渡田線の変更について

(1) 周辺の状況

南幸町渡田線



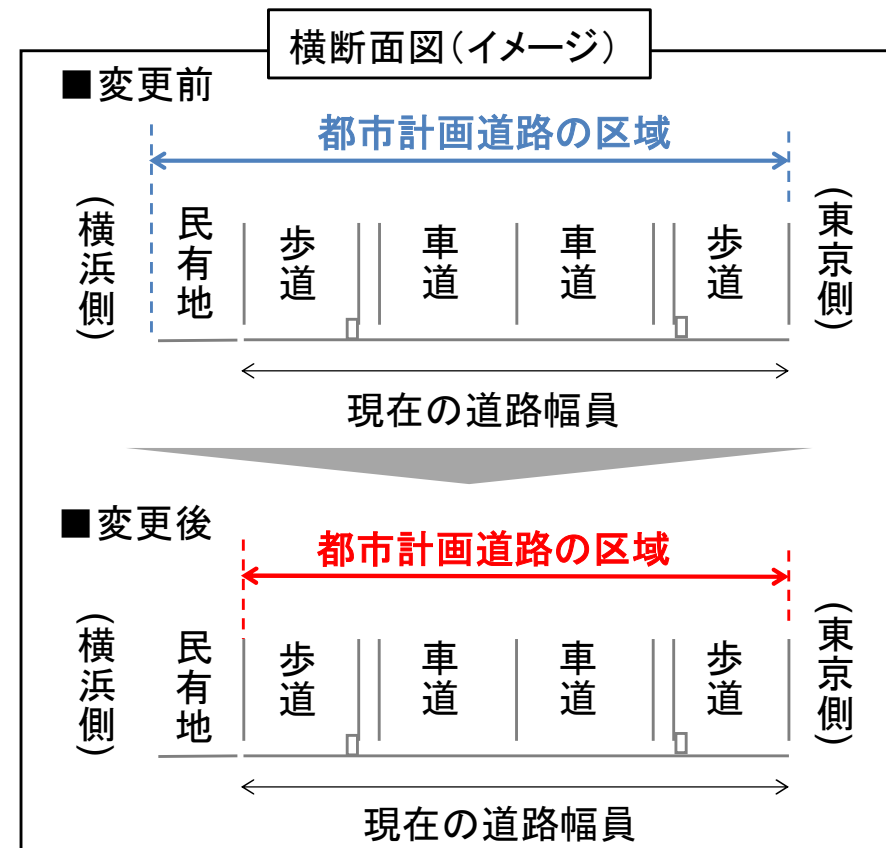
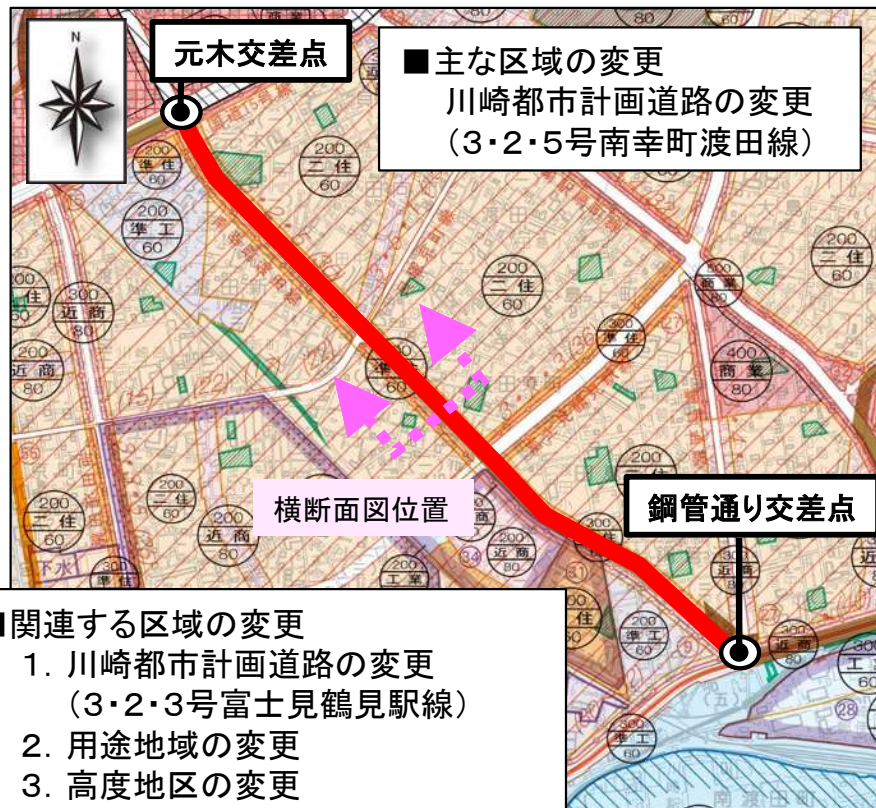
(2) 南幸町渡田線の変更について

南幸町渡田線

南幸町渡田線の一部区間

都市計画道路の区域を現在の道路幅員に変更します

(区域の変更に伴い、関連する都市計画道路及び用途地域等の区域も併せて変更)



2 変更に至る背景

- (1) 都市計画道路網の見直し方針について**
- (2) これまでの経緯**
- (3) 平成30年の見直し方針の内容**
- (4) 道路整備の状況**

(1) 都市計画道路網の見直し方針について

南幸町渡田線

都市計画道路網の見直し方針

平成20年6月

川 崎 市

事業の長期化

都市計画決定以後の地価高騰による用地取得の問題

社会情勢の変化

本格的な少子高齢化社会の到来や市民の価値観の変化

都市計画決定後、長期間未整備の路線が存在しており、道路に求められている機能や役割が変化している



必要性を検証した上で見直しが必要

出典：都市計画道路網の見直し方針（平成20年6月）

(2) これまでの経緯

南幸町渡田線

年 月	内 容
平成20年6月	「都市計画道路網の見直し方針」を策定 (7路線11区間を見直し候補路線に選定)
平成23年7月	小杉木月線など4路線6区間の変更手続を完了
平成25年4月	野川柿生線の1区間の変更手続を完了 (同年度に改良候補の清水台交差点の改良完了)
平成30年3月	「都市計画道路網の見直し方針」を改定 (3路線3区間を見直し候補路線に選定)
令和6年8月	大田神奈川線の1区間の変更手続を完了 (H20.6に選定した見直し候補路線)

(3) 平成30年の見直し方針の内容

南幸町渡田線

都市計画道路網の見直し方針の改定(平成30年3月)の内容



- 車道部については、既に将来交通量に応じた車線数及び幅員で整備済み
- 歩道や自転車通行環境については、必要な空間が確保されており、無電柱化による歩道等の整備が予定されている

現在の道路幅員によっても都市の骨格形成や都市の防災性向上に資する都市計画道路として必要な機能を十分に発揮できる

「変更候補区間」として選定

(4) 道路整備の状況

南幸町渡田線



※地理院地図を一部加工して使用しています(出典:国土地理院)

3 都市計画素案

- (1) 道路の変更**
- (2) 用途地域の変更**
- (3) 高度地区の変更**
- (4) 防火地域及び準防火地域の変更**
- (5) 地区計画の変更**

南幸町渡田線



都市計画変更の理由

本市の都市計画道路網は、平成20年6月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定し、必要性等の検証を行ったうえで見直しを行いました。その後、社会情勢の変化等を的確に捉え、これまで以上に効率的・効果的な都市計画道路網の形成を図ることを目的として、平成30年3月に同方針の改定を行いました。

本案の都市計画道路3・2・5号南幸町渡田線の一部区間は、現在の道路幅員により都市の骨格形成や都市の防災性向上に資する都市計画道路として、機能の充足が図られることから、計画幅員を変更するほか、車線の数を決める等の変更を行うものです。

なお、本案の都市計画道路3・2・3号富士見鶴見駅線は、都市計画道路3・2・5号南幸町渡田線の計画幅員を変更することに伴い、隅切りの位置を変更するほか、車線の数を決める等の変更を行うものです。

(2) 用途地域の変更

南幸町渡田線

用途地域とは

都市計画法に定める根幹的な都市計画で、**良好な市街地環境の形成**や都市における住居、商業、工業などの土地利用の適正な配置による**機能的な都市活動の確保**を目的としている。

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域
工業専用地域

第二種低層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第二種住居地域
田園住居地域
商業地域
工業地域

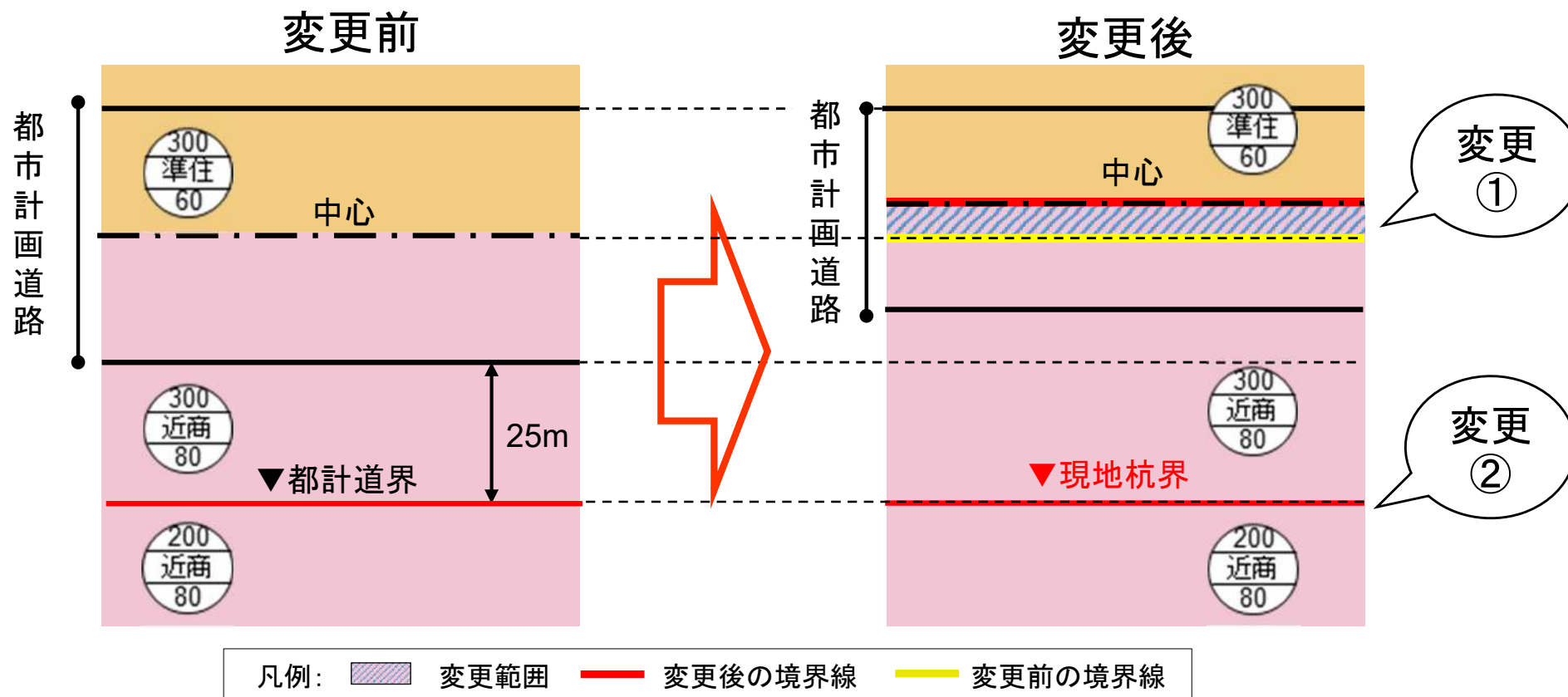
13種類

※市内に田園住居地域の指定はありません。

用途地域ごとに建築できる建築物を制限

(2) 用途地域の変更

南幸町渡田線



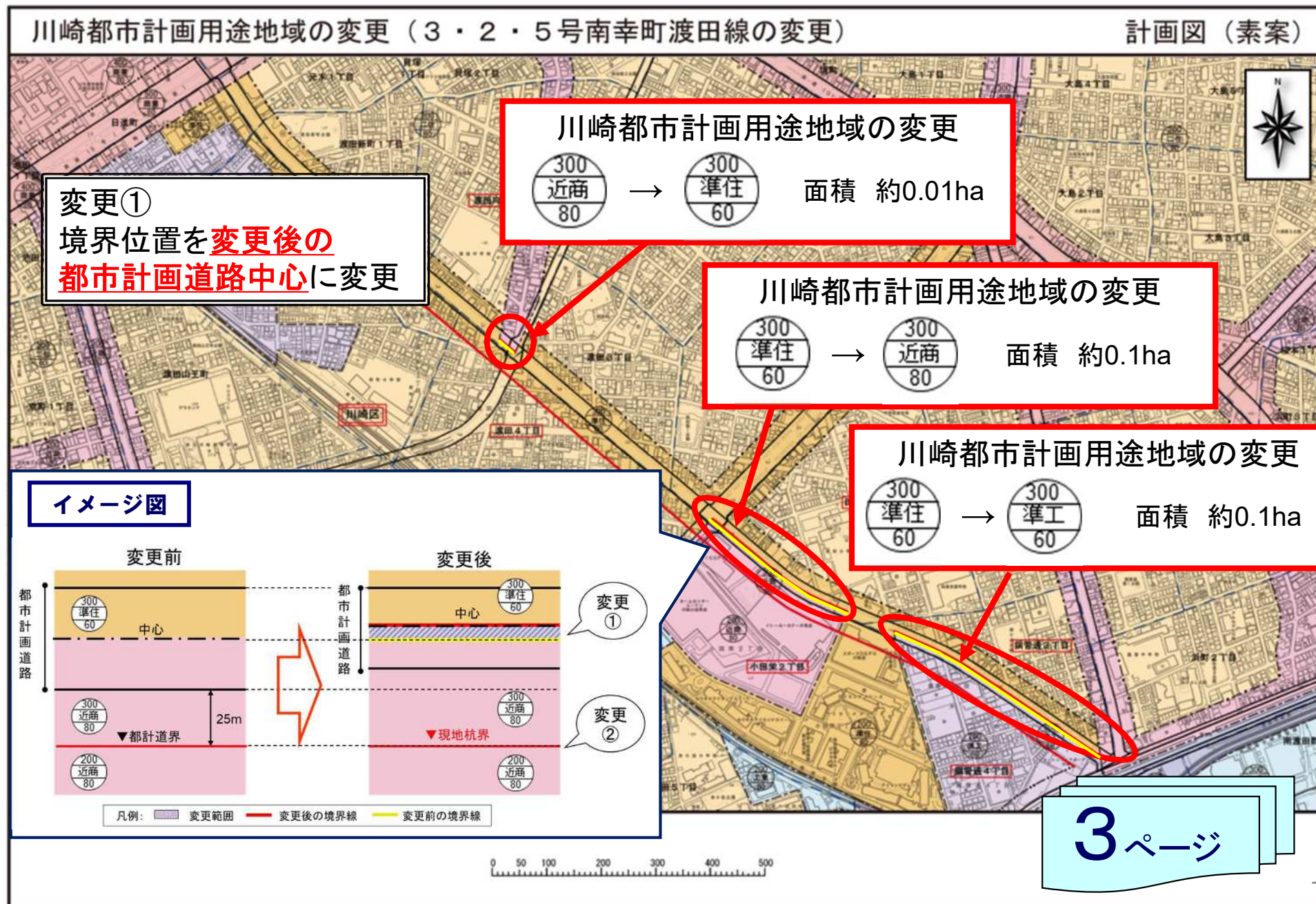
変更① 都市計画道路中心を基準に定めている用途地域
→南幸町渡田線の区域変更に連動し、境界位置を変更する

変更② 都市計画道路端から25mを基準に定めている用途地域
→境界名称を「現地杭界」に変更し、境界位置は変更しない

※都計道界・・・都市計画道路を基準に境界を示すもの
現地杭界・・・座標により境界を示すもの

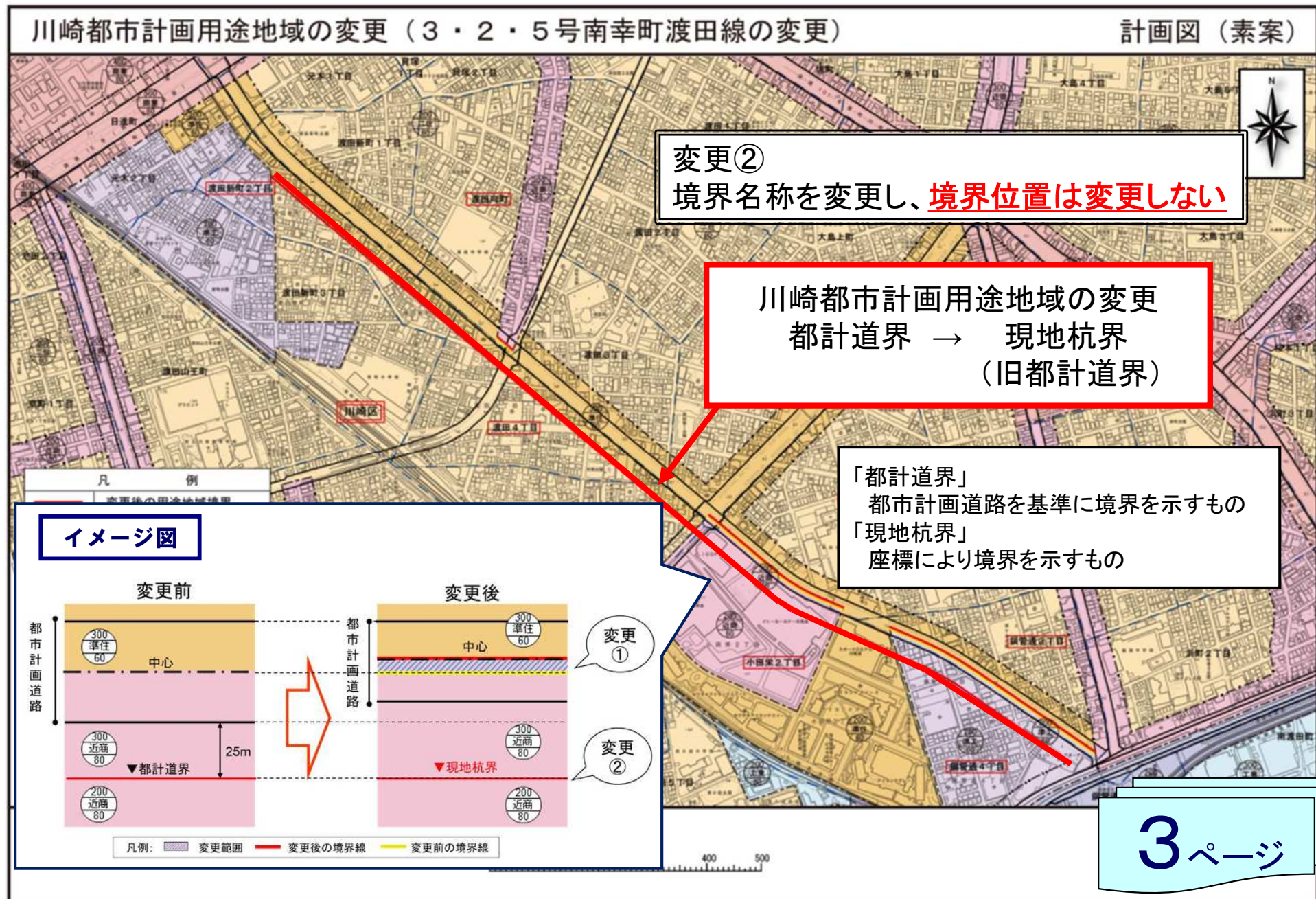
(2) 用途地域の変更

南幸町渡田線



(2) 用途地域の変更

南幸町渡田線



(3) 高度地区の変更

南幸町渡田線

高度地区とは

用途地域と連動し、それぞれの用途地域の市街地環境を維持し、又は増進を図るため、**建築物の高さの最高限度**などを定める。

用途地域に連動して 4 種類の高度地区を指定

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
田園住居地域

第 1 種高度地区

第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域

第 2 種高度地区

第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域

第 3 種高度地区

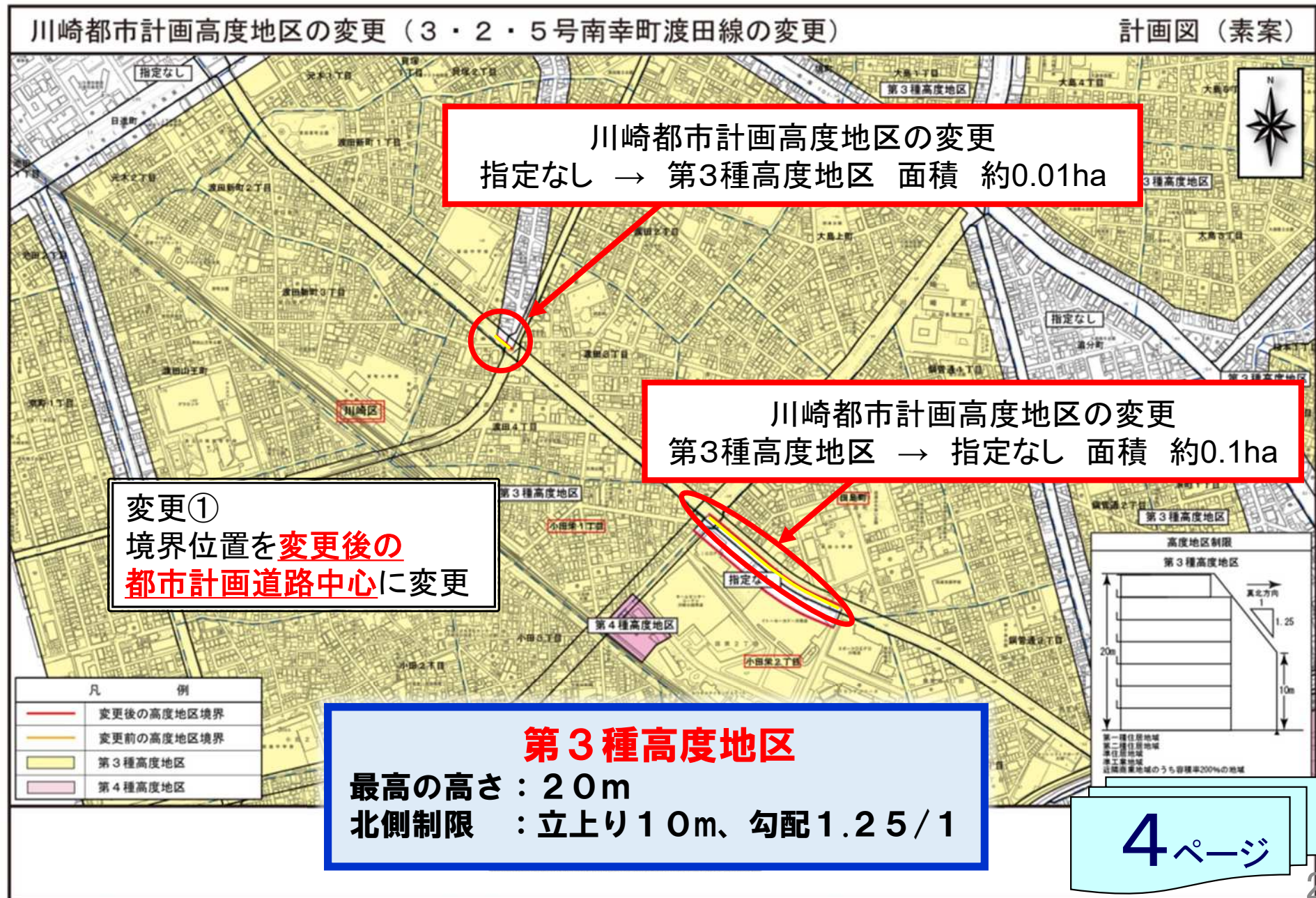
準工業地域・近隣商業地域（容積率 200%）

工業地域

第 4 種高度地区

(3) 高度地区の変更

南幸町渡田線



(3) 高度地区の変更

南幸町渡田線



(4)防火地域及び準防火地域の変更

南幸町渡田線

防火地域及び準防火地域とは

市街地を火災の発生や延焼の危険から守るため定めるもので、耐火建築物などの**火災に強い建築物を促進する**ため定める。

指定の考え方

【防火地域】

本市では、原則として、容積率400%以上の区域及び密集市街地内の主要幹線道路沿いの容積率300%以上で特に防火性の向上を図るべき区域を指定する。

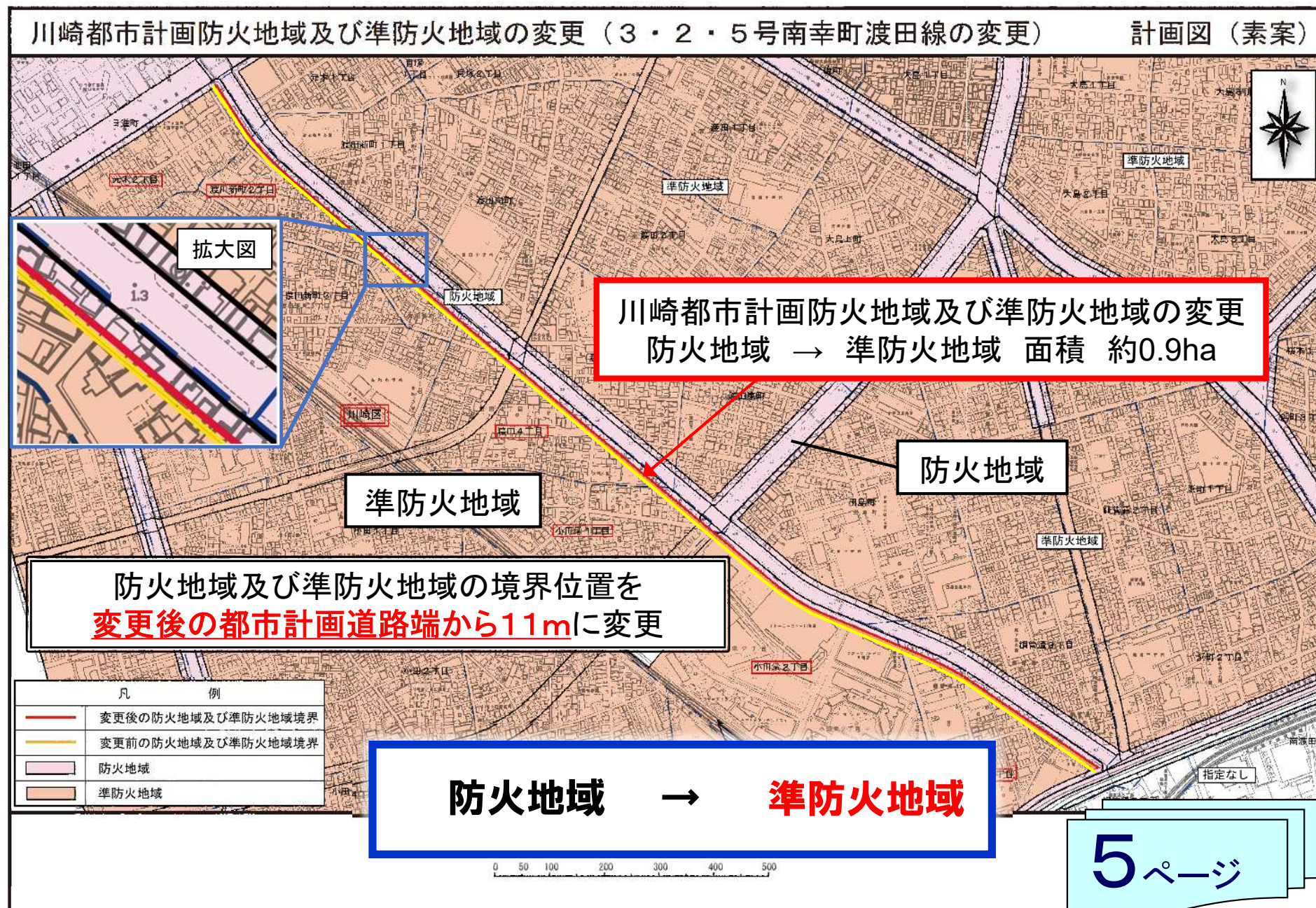
ただし、幹線道路の沿道等に、防火地域を路線的に指定する場合、原則として、**道路端から概ね11mの距離をもたせて定めるものとする。**

【準防火地域】

本市では、防火地域の指定区域を除く用途地域が定められている区域等で容積率200%以上の区域を指定する。

(4)防火地域及び準防火地域の変更

南幸町渡田線



地区計画制度

用途地域・都市施設

広域の土地利用を
調整・実現するもの

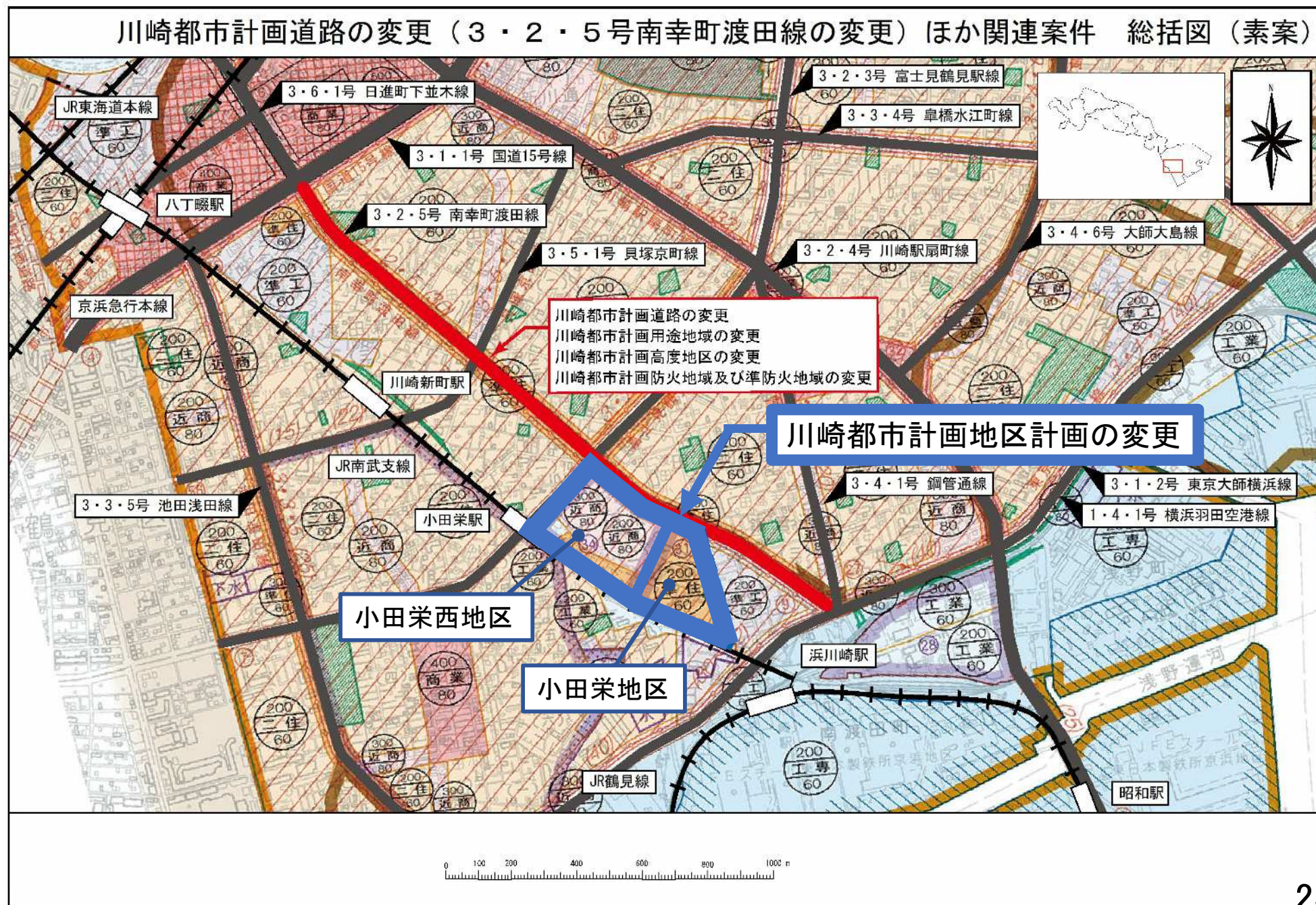
地区計画

街区単位できめ細かな
市街地像を実現するもの

関係権利者の意向を踏まえ、地区の特性にあった
まちづくりを行うための制度

(5) 地区計画の変更

南幸町渡田線



南幸町渡田線



(5) 地区計画の変更(小田栄西地区)

南幸町渡田線

川崎市都市計画地区計画の変更(川崎市決定)

都市計画小田栄西地区地区計画を次のように変更する。

名 称	小田栄西地区地区計画
位 置	川崎市川崎区小田栄2丁目
面 積	約 9.1 ha
地 区 計 画 の 目 標	JR南武支線浜川崎駅の北西約700mに位置する本地区では、昭和12年から操業していた大規模工場が近年移転し、複合的な土地利用転換が想定されているとともに、当該工場跡地に隣接する県立川崎南高等学校が、平成16年4月に県立川崎高等学校と統合され、高校の用地としての土地利用を終えている。 また、本地区は、「川崎市都市計画住宅市街地の開発整備の方針」では、商業・業務機能と合わせ良好な居住環境を有する都市型住宅地の形成を図る地区に、「川崎市都市計画都市再開発の方針」では、商業・業務、都市型住宅等の機能が複合した市街地を形成する地区に、それぞれ位置付けられている。 さらに、平成14年には、本地区を含む約104haの区域が、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の指定を受け、都市再生に向けた取り組みを進めている。 本地区計画は、地区内の市街地環境の整備改善に寄与する道路や広場等の整備及び維持保全を図るとともに、住居と住居以外の用途とを適正に配分することにより、住宅等の計画的な整備と適切な土地利用を誘導する。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	それぞれの地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用の方針を次のように定める。 面する立地特性を活かし、商業・業務機能の誘導を図る。 (2) B地区は、都市型住宅地として、共同住宅の立地を主体とした土地利用とし、適正な土地の高度利用を誘導する。 (3) C地区は、地域住民の生活の利便性向上に寄与する、保育施設等の立地を主体とした土地利用とする。 (4) D地区は、産業機能を主体とした複合的な土地利用とする。 本地区では、建築物の整備に併せて、主として地区内居住者の利用に供する道路や広場等を整備し、その機能が損なわれないよう維持保全を図る。 適切な土地利用転換の誘導と良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに建築物等の高さの最も必要な基準を定める。

変更なし

6ページ

面積

変更前

約9.0ha

変更後

約9.1ha

文言の整理

変更前

建ぺい率

変更後

建蔽率

(5) 地区計画の変更(小田栄西地区)

南幸町渡田線

地区施設の 配置及び規模	区画道路幅員	12 m	延長	約 350 m
	歩道状空地幅員	1.5 m	延長	約 1,440 m
地区の区分	通路幅員	4 m	延長	約 380 m
	広場面積	約 1,800 m ²		
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
	地区の面積	約 6.6 ha	約 2.0 ha	約 0.2 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校(学校教育法第1条に定めるものに限る。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。) (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むものうち店舗又は飲食店の用途に供する部分を有するものを除く。) (9) 自動車教習所 (10) 畜舎で床面積の合計が150㎡を超えるもの (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 共同住宅 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 病院又は診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (6) 食品製造業(食品加工業を含む。)を営むものの用途に供するもの (7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が150㎡を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が150㎡を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が150㎡を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの

変更なし

地区の面積 A地区

変更前

約6.4ha

変更後

約6.6ha

文言の整理

変更前

建築基準法
別表第2(ぬ)項

変更後

建築基準法
別表第2(る)項

※建築基準法の改正(平成30年4月1日施行)によるずれを修正

7 ページ

(5) 地区計画の変更(小田栄西地区)

南幸町渡田線

建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度は、次に定めるとする。	
	(1) その全部を共同住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、25/10 とする。 (2) その全部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、用途地域に関する都市計画において定められた容積率とする。 (3) その一部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次の算出値となる。	
建築物の容積率の最高限度	変更なし	—
建築物の容積率の最高限度	8ページ	500㎡

文言の整理

変更前

建ぺい率

変更後

建蔽率

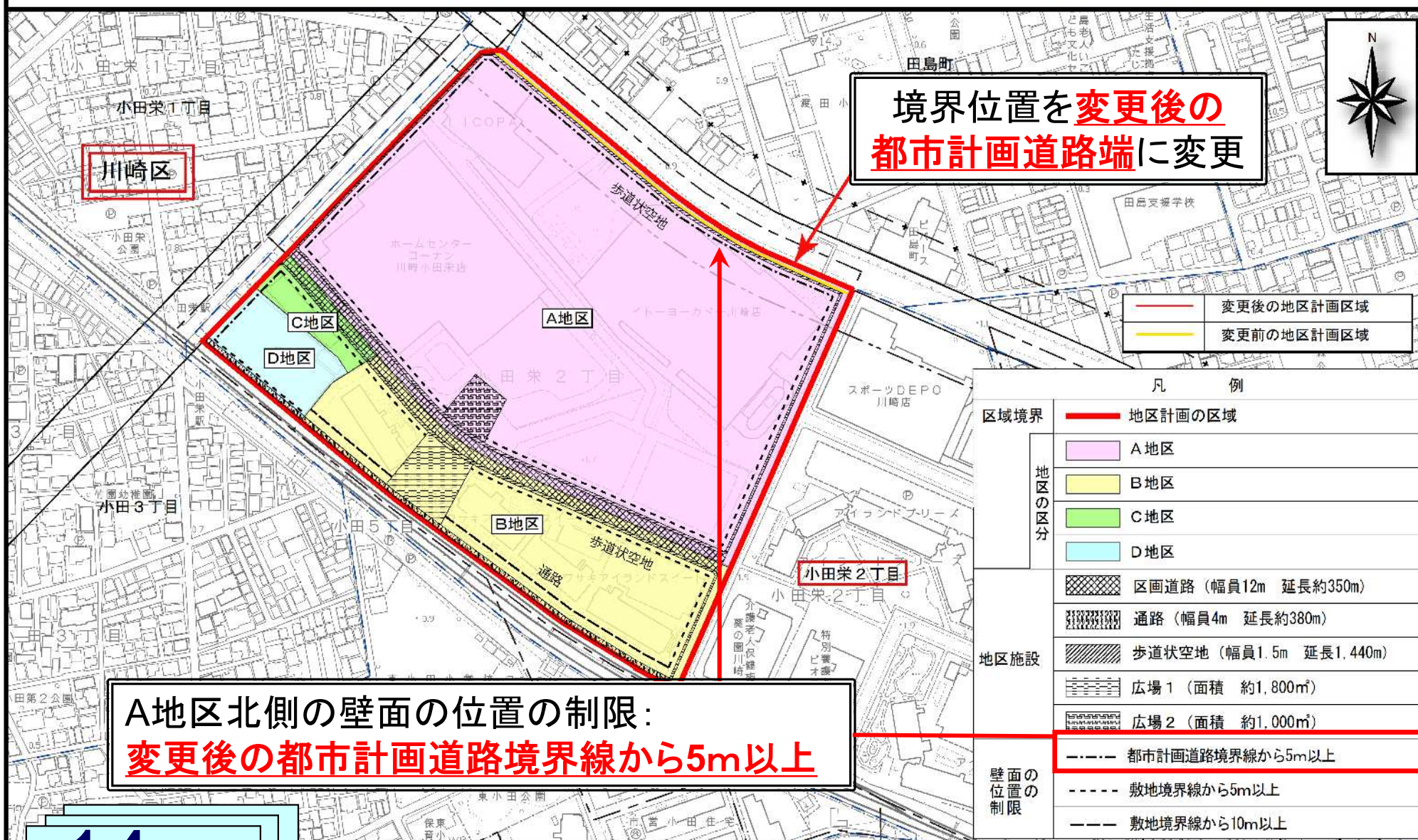
建築物の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。ただし、都市計画の壁面の位置の制限が定められた際、現に存する建築物を増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において、当該規定に適合しない現に存する建築物の部分についてはこの限りでない。	
	70m ただし、C地区及びD地区に対しては、敷地面積の20%を超過しない。	20m ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、31mとする。 (1) 工場 (2) 敷地面積が2,000㎡を超過し、かつ、C地区に対しては、都市建築基準条例第7条の表の5の項に規定する規定に準じて日影規制を適用した場合に、当該日影規制を超過しないもの。
建築物の位置の制限	9ページ	—

(5) 地区計画の変更(小田栄西地区)

南幸町渡田線

川崎都市計画地区計画の変更(小田栄西地区地区計画)

計画図(素案)



14ページ

(5) 地区計画の変更(小田栄地区)

南幸町渡田線

川崎都市計画地区計画の変更(川崎市決定)

都市計画小田栄地区地区計画を次のように変更する

名 称	小田栄地区地区計画
位 置	川崎市川崎区小田栄2丁目及び銅管通4丁目
面 積	約 6.6ha
地区計画の目標	「R南武文線(川崎駅)の北西約500mに位置する本地区では、昭和12年(1937年)から大規模な工場が操業していた。近年、この製造部門が移転し、その跡地で複合的な土地利用転換が進んでいる。 また、本地区は、「川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針」では、公共施設の整備を進めながら計画的な土地利用転換を図る必要がある地区に、「川崎都市計画都市再開発の方針」では、商業・業務、都市型住宅等の機能が複合した市街地を形成する地区に、それぞれ位置付けられている。 さらに、平成14年には、本地区を含む約104haの区域が、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の指定を受け、都市再生に向けた取り組みを進めている。 本地区計画は、地区内に整備される市街地環境の整備改善に寄与する公園・広場等の維持保全を図るとともに、住居と住居以外の用途とを適正に配分することにより、商業・業務施設及び都市型住宅の計画的な整備と適切な土地利用を定める。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針 それぞれの地区の特性に応じた適切かつ良好な市街地環境の形成を図る。 ① A地区は、商業・業務、都市型住宅等の土地利用の方針を次のように定める。 ② B地区は、都市型住宅地として、共同住宅の立地を主体とした土地利用とし、適正な土地の高度利用を誘導する。 ③ C地区は、少子高齢化時代に適切に対応するため、医療・福祉施設の立地を主体とした複合的な土地利用とする。
	地区施設の整備の方針 本地区では、建築物の整備に併せて、主として地区内居住者の利用に供する公園や空地等が整備される。地区内に整備される公園や空地等について、その機能が損なわれないよう適切に維持保全する。
	土地利用転換の誘導と良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに建築物等の高さの最高限度について必要な基準を定める。

変更なし

15ページ

面積

変更前

約6.6ha

変更後

約6.6ha

文言の整理

変更前

建ぺい率

変更後

建蔽率

(5) 地区計画の変更(小田栄地区)

南幸町渡田線

地区施設の配置及び規模		通路 1 幅員 4.0m 延長 約 170 m 通路 2 幅員 2.0m 延長 約 230 m 歩道状空地 幅員 1.5m 延長 約 700 m 広場 1 面積 約 3,500 m ² 広場 2 面積 約 1,100 m ²		
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
	地区の面積	面積 1.3ha	面積 4.2ha	面積 1.1ha
地区の建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの（公民館又は集会所を除く。） 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 病院又は診療所 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの		
		次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 1 共同住宅 2 事務所(床面積の合計が 500 m ² を超えるものを除く。) 3 店舗、飲食店その他これらに類するもの(床面積の合計が 1,500 m ² を超えるものを除く。) 4 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に附属するもの		

地区の面積

A地区

変更前

約 1.3ha

変更後

約 1.3ha

変更なし

16ページ

(5) 地区計画の変更(小田栄地区)

南幸町渡田線

地区計画整備に関する事項	建築物等の関係事項	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度は、次に定めるとおりとする。 1 その全部を共同住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、30/10 とする。 2 その全部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、用途地域に関する都市計画において定められた容積率とする。 3 その一部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の	—
		変更なし	B: 共同住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合 この場合において、当該床面積及び延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分は含まないものとする。	—
		17ページ	その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物の容積率の最低限度は15/10 とする。	—
		17ページ	その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物の建蔽率の最高限度は5/10 とする。	—
	敷地の最低限度	1,000 m ²	ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあつては適用しない。	

文言の整理

変更前

建ぺい率

変更後

建蔽率

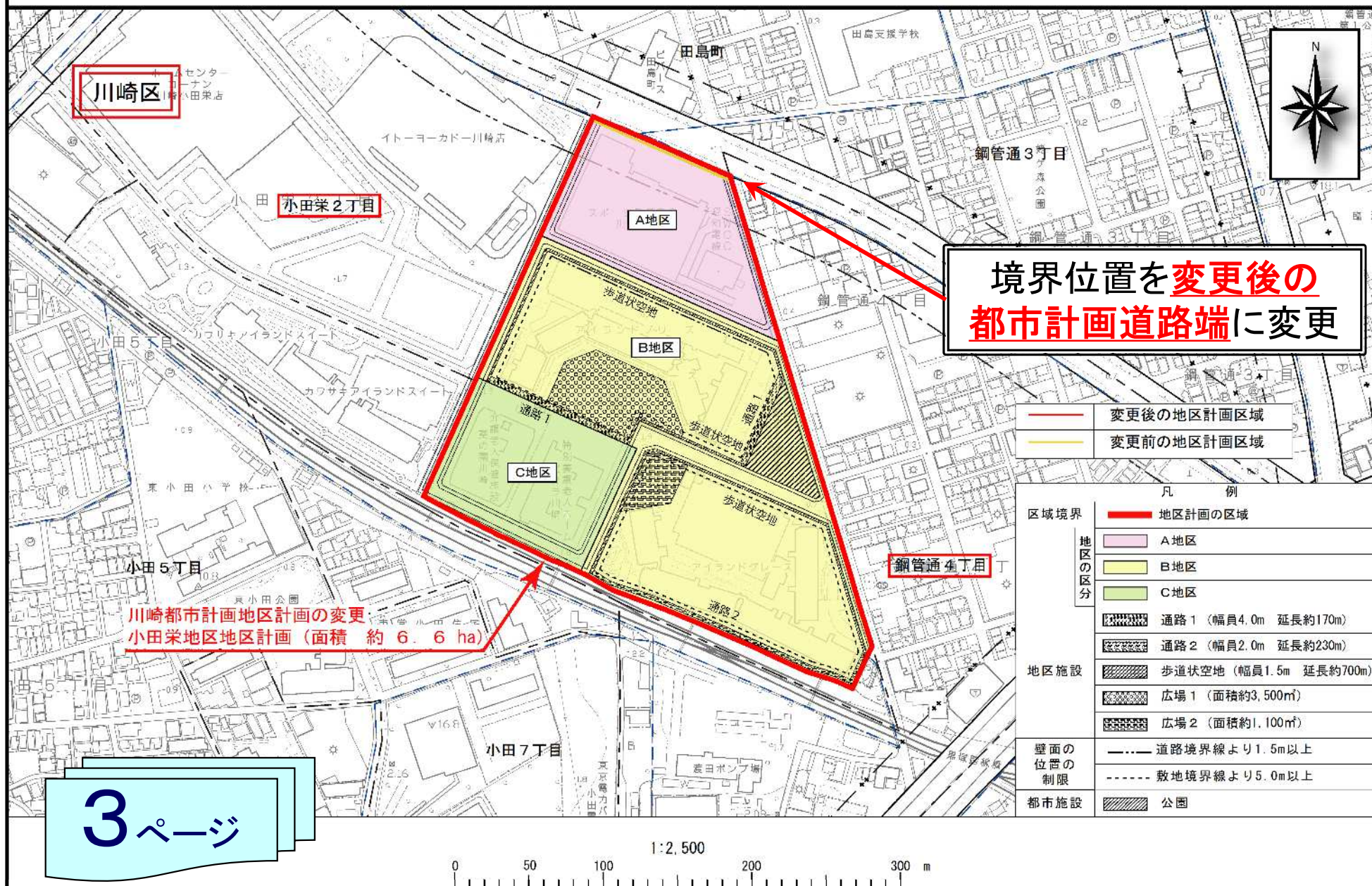
地区計画整備に関する事項	壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。	—
		70m	31m	旗竿、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1、その部分の高さは、1.2mまでは、当該建築物の位置の制限は計画図表示のとおり。」
	18ページ			

(5) 地区計画の変更(小田栄地区)

南幸町渡田線

川崎都市計画地区計画の変更(小田栄地区地区計画)

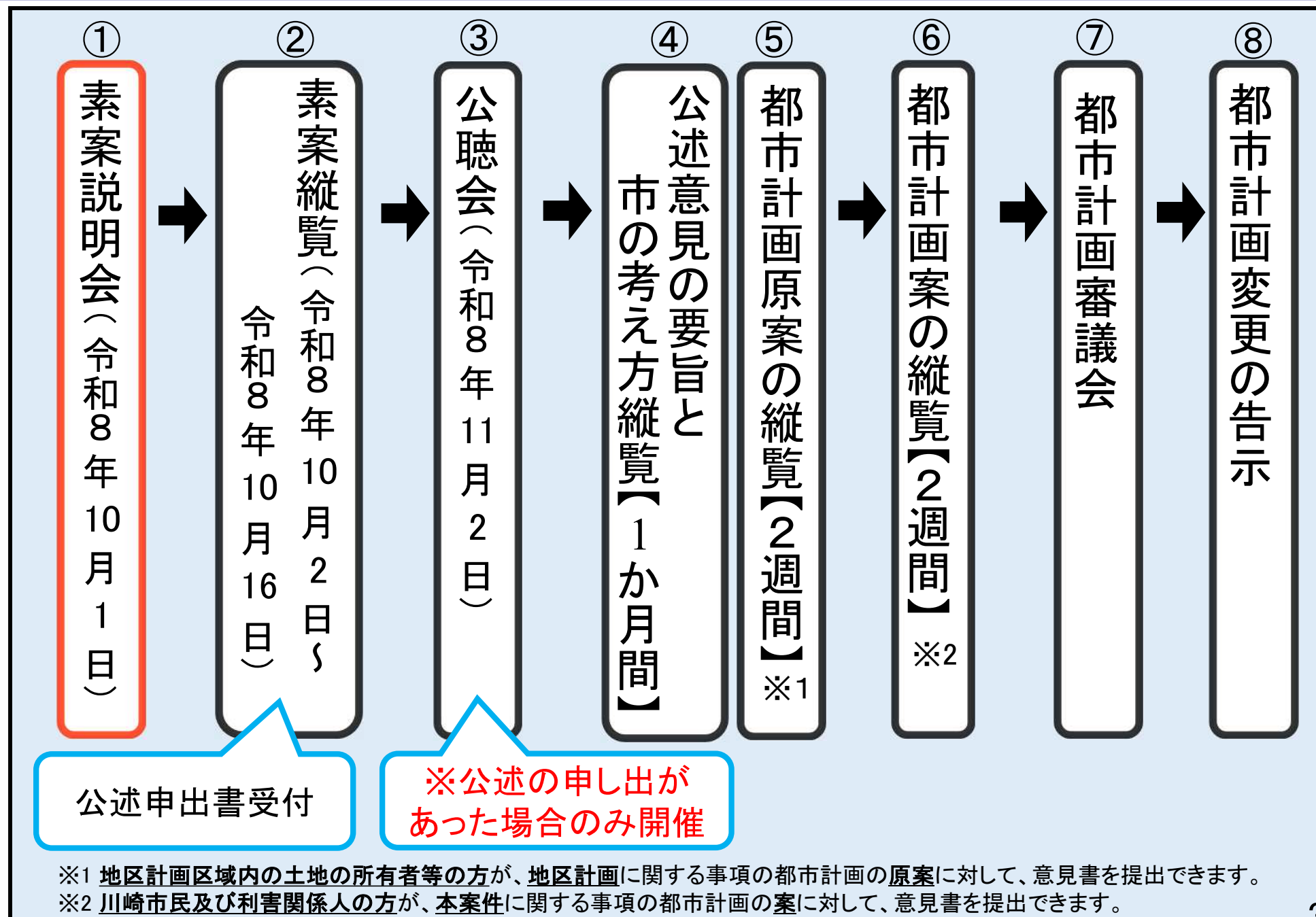
計画図(素案)



4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続(全体の流れ)

南幸町渡田線



今後の都市計画手続(素案縦覧)

南幸町渡田線

①

素案説明会(令和8年10月1日)



②

素案縦覧(令和8年10月2日)

令和8年10月16日



③

公聴会(令和8年11月2日)

縦覧期間

令和8年10月2日(金)～
令和8年10月16日(金)

縦覧場所

- まちづくり局計画部都市計画課
- 川崎区役所 ○ 田島支所仮庁舎

受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

- 川崎図書館

受付時間

平日 午前9時30分～午後7時

土日・祝日 午前9時30分～午後5時

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

川崎市HP>

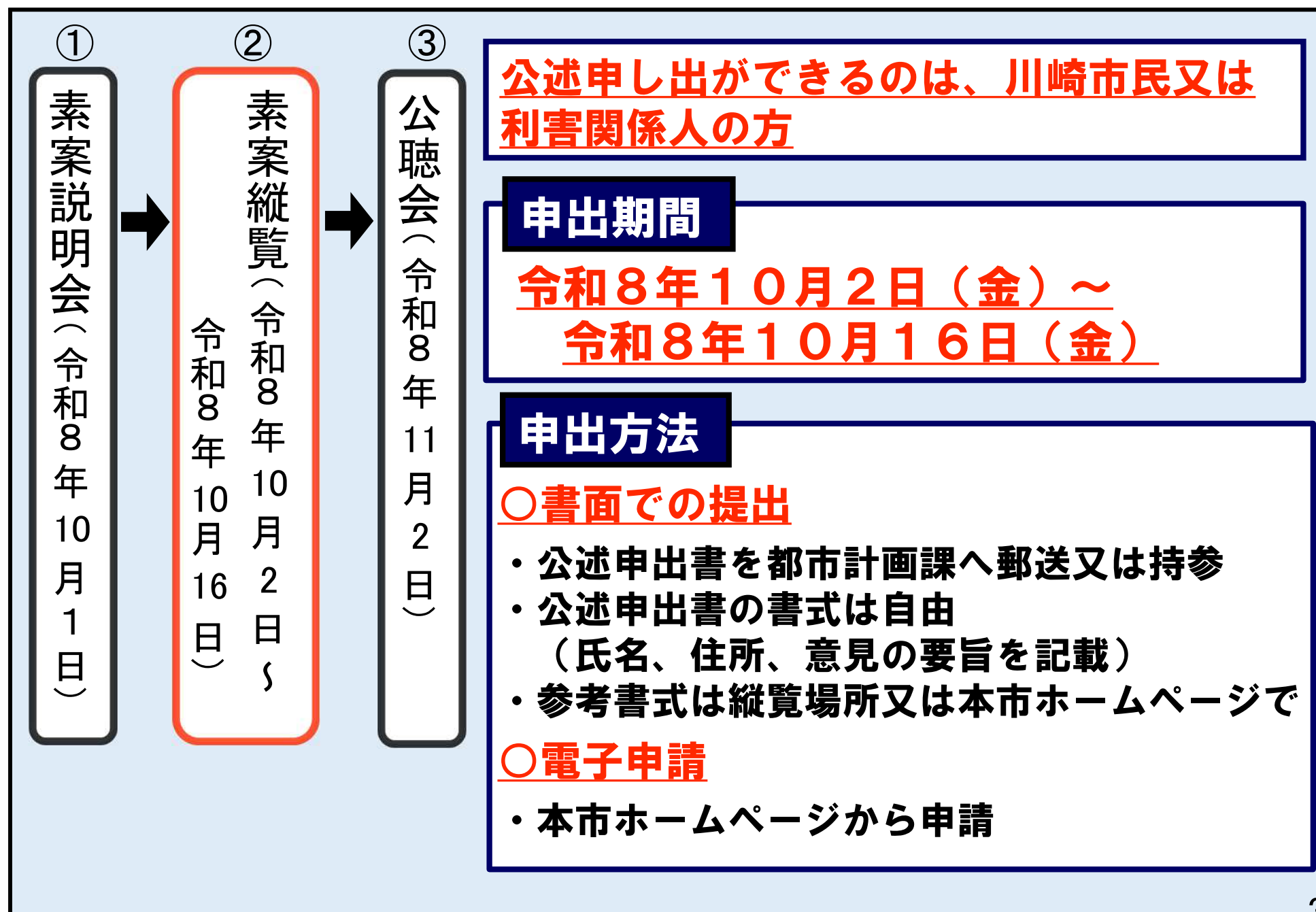
都市計画 手続き中

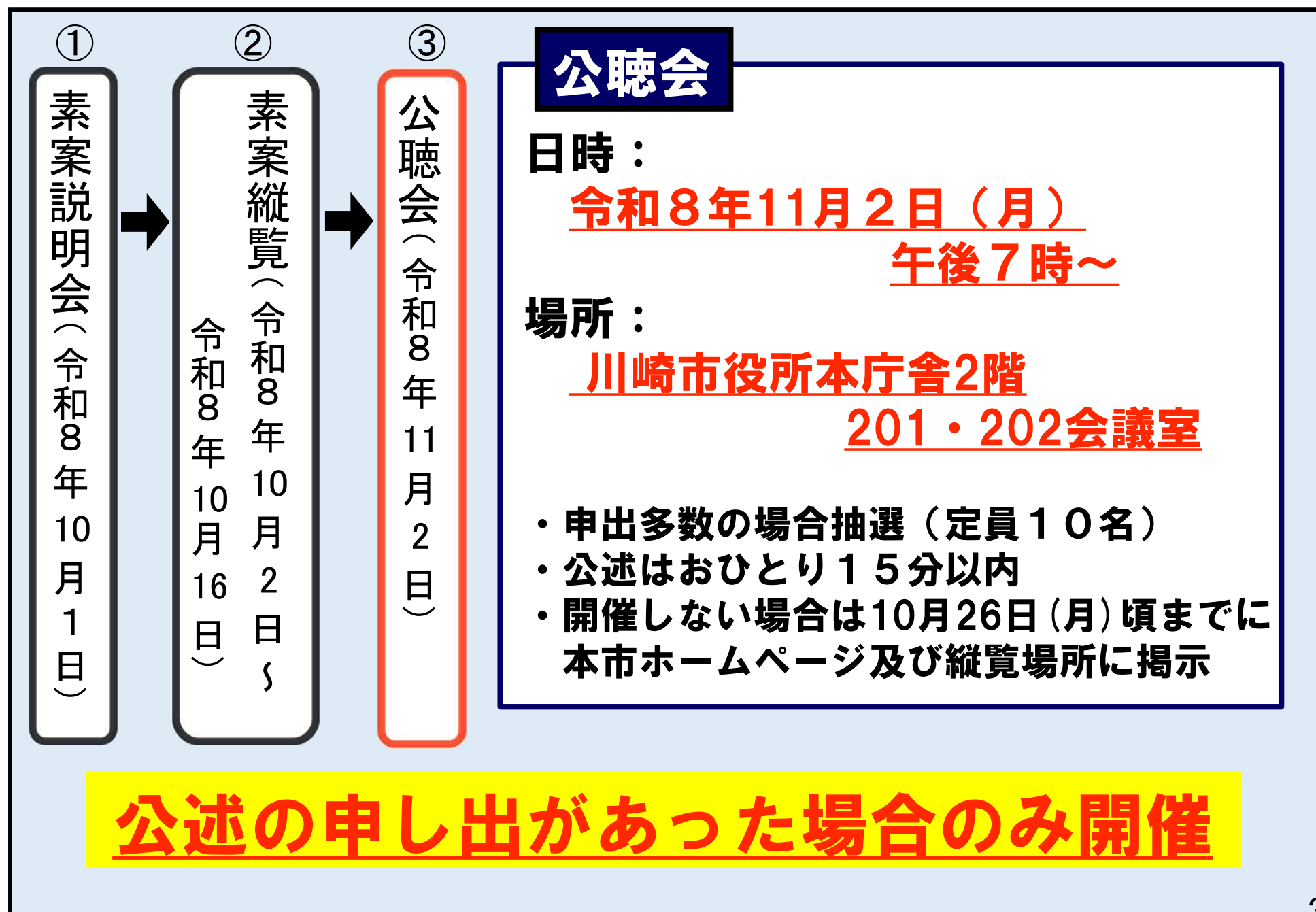
で検索>『現在手続き中の都市計画案件』



今後の都市計画手続(公述の申し出)

南幸町渡田線





公述人

**公述の申出をされた方は都市計画素案に対する
ご意見を述べることができます。**

※傍聴もできます

表面

都市計画素案説明会等のお知らせ

川崎都市計画道路の変更(3・2・5号南幸町渡田線の変更)ほか関連案件 川崎市

本市では、都市計画道路の未整備区間について、平成20年6月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定し、必要性等の検証を行った上で見直しを行いました。その後、社会情勢の変化等を的確に捉え、これまで以上に効率的・効果的な都市計画道路網の形成を図ることを目的として、平成30年3月に同方針の改定を行い、3路線3区間を変更又は廃止候補区間として位置づけました。その後、変更候補区間である南幸町渡田線の一部区間については、関係機関との協議を進め、都市計画道路の区域を現在の道路幅員に変更する都市計画素案がまとまりましたので、変更手続を開始することとなりました。変更内容の素案を説明する会を開催いたしますので、お知らせいたします。

■変更の概要について

【予定案件】 ①都市計画道路の変更 ②用途地域の変更 ③高度地区の変更
④防火地域及び準防火地域の変更 ⑤地区計画の変更



■素案説明会の開催について

開催日時: 令和8年10月1日(木) 午後7時から8時30分まで(開場: 午後6時30分)
開催場所: 川崎市役所本庁舎2階ホール(川崎市川崎区宮本町1)

※先着100名を定員といたします。
※駐車場(本庁舎(有料))は数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

裏面

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

(1) 素案の縦覧について

●期間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月16日(金)まで

●場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(市役所本庁舎19階)、川崎区役所、田島支所飯庁舎、川崎図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。

※都市計画課、川崎区役所、田島支所飯庁舎は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

(2) 公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は申出期間最終日(令和8年10月16日(金))の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です(公述人が多数の場合は変更あり)。

(3) 公聴会の開催について

●日時 令和8年11月2日(月) 午後7時

●場所 川崎市役所本庁舎2階201・202会議室(川崎市川崎区宮本町1)

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和8年10月26日(月)頃までに、市ホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所飯庁舎、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください(申込不要)。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 地区計画区域内の土地の所有者の方が、地区計画に関する事項の都市計画の策定に対して、意見書を提出できます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の策定に対して、意見書を提出できます。

【お問合せ先】
川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2033

【都市計画案件HP】
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0-0.html>
手続のお知らせ(都市計画素案・素案の縦覧時期等)は、メールマガジンでの御案内もいたしますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

【メルマガ登録】
<https://www.citv.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP

メルマガ登録





KAWASAKI CITY